事　務　連　絡
令和５年３月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う各保険者等の委任の状況については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年６月12日保発0612第２号）の別添２の５により取り扱っているところですが、今般、令和５年３月時点における各保険者等の委任の状況（予定を含む。）を別添のとおり連絡します。

また、別添の委任の状況については、別途、厚生労働省のウェブページに掲示しますので申し添えます。

【令和５年１月時点（前回）からの変更点（参考）】

（１）健康保険組合
・東京都土木建築健康保険組合（令和５年６月１日から委任終了）

（２）市町村（特別区を含む）
・福岡県川崎町（令和５年６月１日から委任開始）

（３）国民健康組合
・兵庫県薬剤師国民健康保険組合（令和５年４月１日から委任終了）
・近畿薬剤師国民健康保険組合（令和５年４月１日付け名称変更）
※旧名称は大阪府薬剤師国民健康保険組合
※令和５年４月１日付けで大阪府薬剤師国民健康保険組合と兵庫県薬剤師国民健康保険組合の合併に伴うもの

＜照会先＞
厚生労働省保険局医療課
電　話：03-5253-1111（内線3275）
メール：ryouyouhi@mhlw.go.jp